

2026年4月24日

関係各位

公益社団法人 日本年金数理人会  
理事長 原田 俊丈

日本年金数理人会試験の試験要領について

2026年度実施の日本年金数理人会試験について試験要領を定めましたのでお知らせいたします。

なお、本試験は確定給付企業年金法施行規則第116条の2第1項において、年金数理人の知識要件として規定されているものです。

以上